

◆授業のポイント◆

- ・ 思考力・判断力・表現力等をもつ授業展開の工夫
- ・ 学習意欲の向上や学習習慣の確立を図る学習活動の工夫

社会科学習指導案（公民的分野）

日 時 平成22年6月4日（金）1校時
学 級 3年2組（男子18名 女子18名 計36名）
授業者 教 諭 山 下 正 樹

1 単元 人権と共生社会

2 単元について

本単元は、個人の尊厳と人権の尊重についての考え方を、基本的人権（自由、権利、義務の関係）を中心に深めさせることをねらいとしている。自由権や平等権、社会権、そして社会の発展にともなう新しい人権にはどのようなものがあり、それがなぜ重要なのか具体的事例を通して理解を深め、公民として必要な教養の基礎をつくるものである。また、学習の意義として第一に、具体的な生活とのかかわりから日本国憲法の基本的原則を理解させる。第二に、人間の生き方が問われ、豊かな人間性を育てることが基本的な課題として重視されている現代の社会生活において、最もすぐれた具体的指針は、人間の尊重を核心とする基本的人権の理念であるということを理解させる。これらの学習を通して、個人の尊厳と人権の尊重の意義を広い視野から正しく認識させることは、公民的分野の目標として掲げられている「国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う」ことにつながるものであり、生徒の人権に対する興味・関心を高める上からも意義深い単元であると考えられる。

意識調査の結果、本学級の生徒は、公民の学習に対して82%の生徒が興味・関心をもっており、意欲的に学習に取り組む姿勢が見られるが、新聞を毎日読んだり、TVのニュースを見たりしている生徒の割合は37%程度である。また、社会的事象から問題を見だし、社会的事象について自分なりの考えをもち、積極的に話そうとする生徒の割合が少ないため、授業では明確な根拠をもって考え、自分なりに意思決定できるまでに至っていない。また、教科書や資料集などのグラフ、図表から必要な情報を読み取ることができると答えた生徒は56%であった。資料活用の技能については、資料や情報のもつ多角的・多面的な意味をとらえ、自分なりに考えをまとめる力を育成することが必要であると考えられる。

そこで、単元の指導にあたっては、人権の侵害に関する具体的な事例を効果的に活用し、基本的人権にかかわる問題や、社会の発展にともなう新しい人権問題、その他の基本的人権に関わる判例について、既習事項や日本国憲法を基に自分なりの考えをもたせるように配慮していきたい。また、生徒相互に意見を交換させることで、考え方や願いの相違に気付かせ、互いに尊重し合う姿勢や態度を身に付けさせたい。そして、生徒の日常生活や身近な場面においても多くの人権に関する具体例があることに気付かせながら人権意識を高めていきたい。同時に、自由と責任、権利と義務の関係を社会生活の基本として広い視野から正しく認識し、民主的な社会を築いていこうとする態度を養わせ、本校社会科が目指す「社会的な見方・考え方」の育成につなげていきたい。

国語科の言語活動との関連については、「話すこと・聞くこと」(2)アの調べて分かったことや考えたことなどに基づいて説明や発表をしたり、それらを聞いて意見を述べたりすることと関連して

いる。

3 単元の目標

(1) 日常の具体的な事例を通して、人権尊重についての考え方と法に対する関心を高め、それらを意欲的に追究し、民主的な社会生活について考えようとすることができる。

〈社会的事象に対する関心・意欲・態度〉

(2) わが国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について、多面的・多角的に考察し、民主的な社会生活のあり方について、さまざまな考え方を踏まえて公正に判断することができる。

〈社会的な思考・判断〉

(3) 人間尊重の考え方と法に関するさまざまな資料を収集し、学習に役立つ情報を適切に選択して活用するとともに、追究し考察した過程や結果をまとめたり、説明したりすることができる。

〈資料活用の技能・表現〉

(4) 人間尊重の考え方を基本的人権を中心に深め、法の意義と法に基づく政治の大切さ、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権および平和主義を原則としていること、天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解し、その知識を身に付けることができる。

〈社会的事象についての知識・理解〉

4 単元の指導計画（全8時間）

時	主 題	学 習 内 容	学 習 課 題	時 間
1	ともに生きる①	<ul style="list-style-type: none"> 差別をなくすために 部落差別からの解放 アイヌ民族への差別撤廃をめざして 在日韓国・朝鮮人への差別撤廃をめざして 	<ul style="list-style-type: none"> 今日の日本社会では、差別を解決するためにどのような努力がなされているのだろう。 	1
2	ともに生きる②	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会をめざして 男女平等をめざして 障害者とともに 	<ul style="list-style-type: none"> ちがいを認め合い、ともに生きる社会をつくるためには、どうすればいいのだろう。 	1
3	自由に生きるために －自由権	<ul style="list-style-type: none"> 自由に生きる権利 身体的自由 精神の自由 経済活動の自由 	<ul style="list-style-type: none"> わたしたちが自由に行動するために、どのようなことが保障されているのだろう。 	1
4	豊かに生きる－社会権	<ul style="list-style-type: none"> 社会権と生存権 教育を受ける権利 勤労の権利と労働基本権 	<ul style="list-style-type: none"> 社会権にはどのようなものがあり、それらがなぜ重要なのだろう。 	1
5	人権保障を確かなものに	<ul style="list-style-type: none"> 国民による政治のための権利 人権と公共の福祉 国民の義務 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的人権を守るためにはどのような努力が必要で、「公共の福祉」とはどの程度まで許されるのだろう。 	1

6	社会の発展と新しい人権 ①	<ul style="list-style-type: none"> 知る権利 プライバシーの権利 自己決定権 	<ul style="list-style-type: none"> 「新しい人権」と呼ばれるものには、どのようなものがあるのだろうか。 	1
7	社会の発展と新しい人権 ②	<ul style="list-style-type: none"> 環境権 	<ul style="list-style-type: none"> あなたなら、「環境権」と「公共の福祉」のどちらを優先するのだろうか。 	1 (本時)
8	国際社会と人権	<ul style="list-style-type: none"> 人権保障の国際的広がり 国際人権保障のねらい 科学技術の発展と人権 	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重を国際的に広げていくために、どのような努力が必要なのだろうか。 	1

5 本時の実際 (7 / 8)

(1) 題材 社会の発展と新しい人権②

(2) 目標

大阪空港訴訟を基に、「環境権」と「公共の福祉」のどちらが優先される判決が出たのか予想し、これまでの学習を基に、「住民側」と「国側」それぞれの立場で話し合い、自分の考えをまとめることができる。

(3) 授業設定の工夫

① 思考力・判断力・表現力等を育む授業展開の工夫

まず、自宅が高速道路建設予定地になった事例を基に「基本的人権」と「公共の福祉」の関係についてとらえさせる。そして、大阪空港訴訟の判決を予想させ、これまで学習したことや資料などを基に検証させることで、知識や概念を習得をさせる授業を展開する。その際、「住民側」と「国側」の立場に立って討論的な活動をさせることで、社会的な思考力・判断力・表現力等を育成する。

② 学習意欲の向上や学習習慣の確立を図る学習活動の工夫

身の回りの「環境」に対し、深くかわりをもたなければならないという事例や、訴訟判決に対する「住民側」「国側」それぞれの主張を予想させ、様々な資料を基に生徒が主体的に課題に取り組むことで学習意欲を高めさせる。また、生徒が予習したことや、これまでの学習した内容を授業で生かし、復習等で確実な定着を図るなど、学習習慣の確立を図る。

(4) 本時の展開

過程	時間	形態	学 習 活 動	○指導上の留意点 ◎評価 ※授業のポイント
導 入	7 分	一 斉	<p>1 前時までの学習を基に、自宅が高速道路建設予定地となり、立ち退くべきか残るべきか考える。</p> <p>2 学習課題を確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>学習課題</p> <p>あなたなら、「環境権」と「公共の福祉」のどちらを優先するのだろうか。</p> </div>	<p>○ 高速道建設によって住民が立ち退くべきか、残るべきかを話し合わせ、「基本的人権」と「公共の福祉」の両面で疑問や自分の考えをもたせる。</p> <p>○ 「環境権」という言葉について理解することができたか。</p> <p>◎ 本時の学習課題を確認できたか。</p>

展	10分	一斉・ペア	3 学習課題の具体例として、大阪空港訴訟について、どのような判決が出たのか予想する。	○ ペアやグループで話し合わせ、住民側か空港側かのどちらかについて意見をもたせる。
	15分	グループ	4 これまでの学習を基に、住民側と空港側（国側）それぞれの立場で討論する。 予想される答え（住民側） ・ 生存権が認められていない。 ・ 騒音や振動は我慢できない。 ・ 幸福追求権。 予想される答え（空港側） ・ 国際空港だから夜間の飛行は止められない。 ・ 「公共の利益」のためだから住民に我慢してもらうこともあるのではないかと。	○ より深く思考・判断させるため、反対の主張の根拠となる資料を提示する。 ※（思考力・判断力・表現力等の育成） ← 揺さぶる資料 ・ 那須高原や桜島のコンビニエンスストアの看板 （公共の福祉～景観を重視した色合い） ・ 空港を利用している人々の様子 （公共の福祉） ← 揺さぶる資料 ・ 実際の騒音 ・ 高層マンション建設による風害事例 （住民側勝訴の判決）
開	15分	一斉	5 裁判の判決内容を基に、話し合いのまとめをし、なぜ、このような判決が下されたのか考え、発表する。 論述するためのポイント ○ これまでの学習から、変化や形態を読み取る。 ○ 資料を見て、変化の理由を予想する。 ○ 前時の学習を生かして論述する。 ○ これまでの学習事項を生かし、学習課題に対する自分の考えをまとめる。	◎ 一方の主張が全面的に認められたわけではなく、どちらの主張も尊重していることに気付くことができたか。 ※（思考力・判断力・表現力等の育成） ○ 裁判については深入りしないようにする。 ○ 本時の学習内容のまとめだけでなく、生徒どうしのかかわりも生かした感想をまとめさせる。 ※（学習意欲の向上）
	終末	3分	個・一斉	6 本時の自己評価と次時の予告を行う。 ○ 本時の自己評価をさせ、授業内容や取組をふり返らせる。 ◎ 授業に意欲的に取り組み、学習内容を理解することができたか。 ○ 次時の学習を知らせる。